

文京区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

公衆浴場における水質基準等に関する指針（平成 12 年生衛発第 1811 号）の一部改正に伴い、公衆浴場における浴槽水の水質基準の規定整備を行う。

2 新旧対照表

文京区公衆浴場法施行条例（平成 24 年条例第 12 号）新旧対照表

改 正 後 （案）	現 行
第一条から第三条 （略）	第一条から第三条 （略）
第四条 （略）	第四条 （略）
一から五まで （略）	一から五まで （略）
六 （略）	六 （略）
ア及びイ （略）	ア及びイ （略）
ウ <u>大腸菌数</u> は、一ミリリットル中に一個以下とすること。	ウ <u>大腸菌群数</u> は、一ミリリットル中に一個以下とすること。
エ （略）	エ （略）
七から四十三まで （略）	七から四十三まで （略）
2 及び 3 （略）	2 及び 3 （略）
第五条及び第六条 （略）	第五条及び第六条 （略）
<u>付 則</u>	
<u>この条例は、令和七年四月一日から施行する。</u>	